

宮崎県地域健康推進研究会開催要領

令和 3 年 5 月 20 日
福祉保健部健康増進課

1 目的

保健所等における健康増進業務に関して実施された研究調査の成果及び業務を効率的に実施するために工夫した経験等を研究会において発表することにより、関係職員の業務知識及び技術の研鑽を図り、もって本県健康増進行政の一層の推進に資する。

2 発表対象者及び発表内容

- (1) 発表対象者は、母子保健、老人・成人保健、精神保健、栄養・健康づくり、結核等感染症、原爆被爆者の医療等の健康増進業務に関わる保健所及び市町村、精神保健福祉センター、衛生環境研究所、県立看護大学、健康づくり協会等の職員とする。
- (2) 発表内容は前項に掲げた業務に関することとする。

3 抄録等の提出

抄録等は別に定める期日までに県健康づくり推進センターに提出することとする。

なお、抄録は別記「抄録の作成および発表の方法について」を参照のうえ作成するものとする。

4 発表形式等

発表時間、質問時間等については別に定める。

なお、発表は PowerPoint によるものとする。

5 審査員

審査員は、健康増進課長、保健所長、衛生環境研究所長、精神保健福祉センター所長、健康づくり推進センター所長、保健師長会長、市町村健康づくり主管課長及び学識経験者等とで組織し、審査員長は健康増進課長とする。

なお、健康増進課長が審査員長を務めることが困難な場合は、健康増進課長の指名を受けた審査員をもってその任務を代行する。

6 座長

座長は、保健所、市町村、衛生環境研究所、精神保健福祉センター、県立看護大学、健康づくり協会の職員の中から適任者を若干名選出する。

7 総評

審査員長は、研究発表終了後、総評を行うものとする。

8 保健所長等の責務

保健所等の所属長は、所属の関係職員が研究会において発表を積極的に行うように配慮するものとする。

9 事務局

研究会の庶務及び運営は、県健康づくり推進センターが行うこととする。

附則

この要領は平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

この要領は平成 20 年 12 月 10 日から施行する。

この要領は平成 21 年 12 月 11 日から施行する。

この要領は平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

この要領は平成 28 年 1 月 14 日から施行する。

この要領は令和 3 年 5 月 20 日から施行する。